

2016年(平成28年)3月31日

《 宇都宮定見氏の誹謗中傷に事実でもって反論します 》

～第4回(7回連続)～

大分県別府市上原町11番30号

西馬行政総合事務所 行政書士・西馬 良宣

行政書士の宇都宮定見氏は最近、自身のHPやブログ(YouTube 動画)で西馬行政総合事務所と行政書士・西馬良宣に対する誹謗中傷を繰り返しています。この中で同氏は「反論」と称して荒唐無稽な主張を標語(スローガン)として唱えるだけの卑劣な言動を反復しています。

中には「〇〇が〇〇して…」等と意味不明なものもありますが、ここに現在までに判明した、同氏が主張している主な6つの事柄について、事実を裏付ける資料を6回にわたって公開し反論します。このような同氏の行為は、西馬行政総合事務所と行政書士・西馬良宣の名誉を、著しく傷つけ、信用を毀損するだけでなく、行政書士会と他の行政書士の社会的評価も貶める事になりますので、直ちに中止する事を求めます。

今回は「西馬が“有資格者としての自覚すらない恥知らずな弁解”をしている…」等と当方を誹謗中傷しています。この“有資格者”とは社労業務取扱のできる行政書士の事ですが、事実で反論します。

資料③ …「西馬が“有資格者としての自覚すらない恥知らずな弁解”をしている…」の“有資格者”とは、社労業務取扱のできる行政書士の事ですが、この主張の根拠に宇都宮氏がHP上で一部分だけ使っている書士会の定時総会報告文書の全文です。そしてこれに対する、原告である小職の代理人・弁護士の反論。(すべて裁判所に提出された文書です)

この書士会の報告文書は、資料②の定時総会の前年、つまり平成16年5月の定時総会で「裁判の経過報告」として資料(議案書)配付されたもので、事業所名を黒塗りすることもなく資料として会員に配付した事自体が「西馬や助成金を申請した中小業者の名誉を傷つける行為だった」として裁判所が認定し、“和解調書”の中に“名誉回復”を盛り込んだという経緯があります。

宇都宮氏の今回の行為は、法令遵守を強く求められる行政書士であるにもかかわらず、裁判所での“和解条項”に反し、和解に至る前の被告側の文書の一部をとり上げネットで公然と誹謗中傷を繰り返すという二重の誤りになります。事実関係を明らかにするために当時の定時総会議案書添付の中の関係文書の全文を資料として公開します。

社労業務取扱証明書

日行連 社労部登録 第44-0004号

大分県行政書士会 会員

西馬 良宣



上記の者は、昭和55年9月1日現在の入会者であり日行連社労部に登録された、社労業務取扱会員であることを証明する。

日本行政書士会連合会

注意事項

1. 本証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
2. 本証は、労働社会保険関係出先機関の担当者に、必ず提示すること。
3. 本証は、再発行致しませんので、大切に保管・管理して下さい。

(平成12年2月 発行)

平成 16 年 度

定 時 総 会 資 料

(議 案 書)



日 時 平成16年5月22日 (土) 午後1時
場 所 大分第一ホテル ル・ファール
(大分市府内町1丁目1番1号) TEL 097-536-1388

大 分 県 行 政 書 士 会

この資料は、必ず総会に持参してください
(会場では配布しません)

目 次

1	定時総会次第	…P 1
2	平成16年度定時総会議案	
①	第1号議案 平成15年度事業報告に関する件	…P 2～11
②	第2号議案 平成15年度決算報告に関する件	…P 12～15
	監査報告	…P 16
③	第3号議案 平成16年度事業計画に関する件	…P 17～19
④	第4号議案 平成16年度予算に関する件	…P 20～22
⑤	第5号議案 会則改正に関する件	…P 23～57
⑥	第6号議案 本会と西馬会員間の裁判の経過報告	…P 58～84 (15=28～)
⑦	第7号議案 処分者報告	…P 85
⑧	第8号議案 その他	
3	新入会員名簿	…P 86
4	退会者名簿	…P 87
5	物故者名簿	…P 88
6	その他	

平成15年(ワ)第370号 損害賠償請求事件

原告 西馬良宣

被告 大分県行政書士会

平成15年12月8日

大分地方裁判所民事第1部合議係 御 中

原告訴訟代理人弁護士

同

[Redacted signature area with two circular seals and the character '代' (representative)]

原告第2準備書面

社会保険労務士[Redacted]名義で提出された申請書について

(甲第9号証, 同11号証, 同14号証, 同16号証, 同18号証)

1 これらの申請書は、社会保険労務士の[Redacted]が作成し、同人の責任において提出した文書である。同申請書は、財団法人雇用開発協会の指導により、社会保険労務士資格においてのみ提出代行することが認められており、行政書士資格による提出代行は認められていなかった。

よって、かかる申請についての第一次的責任は、有資格者である[Redacted]にある。

2 しかしながら、本件で問題となっている各申請の依頼を受けたのは、共同事務所である西馬行政総合事務所であり、原告は、西馬行政総合事務所の所長として、共同して業務を行っていた[Redacted]に対し、監督責任があるから、その限りにおいて、原告の監督責任が及んでいたことは争わない(もちろん、監督責任違反があったことについては争う)。

もっとも、[Redacted]は社会保険労務士として、自己の専門知識と見識、経験に基づいて、上記一連の申請を行っていたのであり、行政書士資格しか持たない原告の監督責任は、限定されたものであった。

以上

[Handwritten bracket and arrow pointing to pages 1 and 2]

平成15年（ワ）第370号

原告 西 馬 良 宜

被告 大分県行政書士会

準 備 書 面 (3)

平成16年1月¹⁴日

大分地方裁判所 御中

被告代理人

弁護士 XXXXXXXXXX

原告の第1準備書面並びに第2準備書面による主張についての被告の反論

1 XXXXXXXXXX株式会社の申請手続

原告が、XXXXXXXXXX（株）の就業規則に定年制の規程があったかのように主張し、その根拠として甲第8号証を提出しているが、これはごまかしにすぎない。

甲第8号証は「退職金規程」となっており、またいつ決められたものかすら明らかでないものである。

原告は、甲第10号証のなかで「XXXXXXXXXXは定年60歳を慣例として就業規則には定めていなかった」ことを明確に認めており、それまでにどのくらいの退職者があり、そのうち何人が定年退職となったか、その退職年齢は何歳であったか等は明らかにしていないから、60歳を慣例としていたということすら疑わしいのである。

このような状況のもとで、平成12年12月28日に定年60歳を明記した就業規則をつくり、更に平成13年2月9日にこれを65歳に変更

し、その指示どおりにした結果摘発されたとして、同社の代表者の妻■■■■が「お詫び」の書面を雇用推進協会に提出している。

また、原告が申立書そのものについて、就業規則の有無を確認することなく■■■■に押印させたことも、雇用推進協会の調査で明らかとなっている。(乙第2号証4枚目)

6 株式会社■■■■の申請手続

同社の申請書(甲第18号証)、定年等に関する申立書(甲第19号証)も、他社のものと全く同じ形式である。

何度も繰り返すが、建設会社の従業員にとっては、労災保険、失業保険等があることは重要であり、この加入のためには就業規則は不可欠のものである。

平成5年労基署に届出済みの就労規則があることを知らないで、平成11年に就業規則の作成代行を同社が原告に依頼したということ自体考えられないことである。

これらはいずれも助成金の交付を受けるために、都合のよい就業規則の改正を行ったと偽装するためのものにすぎないことは明らかである。

雇用推進協会の調査によっても、会社側は原告との長年のつきあいがあったことを認め、原告をかばっている様子がうかがえる。(乙第2号証4頁)

7 原告は、本件で問題となっている申請書は、社会保険労務士■■■■が作成したものであると責任逃れの弁解をしている。

いやしくも国の認定する行政書士という資格者の言とはとても思えない。

もっと悪いのは、原告は「この申請の代行は社会保険労務士においてのみ認められる」としている(第2準備書面1頁)が、それは本件一連の申請代行をした時点での原告の認識ではなかったはずであり、後日になって■■■■に責任転嫁しようとする小細工にすぎないということである。

原告は、自分は社会保険労務士の業務を行える資格を有する行

↑ 政書士であるとして「社労業務取扱証明書」(乙第5号証)を雇用推進協会に提示し、一連の申請書の受付を協会に要求した事実があり、 に対する監督責任などというものではなく、有資格者としての自覚すらない恥知らずな弁解である。↑

「責任転嫁」「恥知らずな弁解」などまったく行っていないことは明らかで、被告は感情的な言葉により、原告の名誉を不当に傷つけているという他はない。

第2 主張の補充, 反論

1 本件助成金の申請手続きと申請代行者の調査義務の範囲

- (1) 本件で問題となっている多数継続雇用助成金は、労働契約（就業規則）に定年年齢の定めがあり、それを就業規則の変更等により、延長した場合に支給される。現実には、今までに何人の従業員が、何歳で退職したのかといった事実は、本助成金の支給要件ではない。形式的に、定年年齢を延長したことが支給要件なのであり、その年齢まで勤め上げた労働者が実際にいるかどうかは関係ないのである。

したがって、本件助成金の申請代行を行う者としては、①旧来の定年年齢を確認し、②新たに定められた定年年齢を確認することが必要であり、それで足りる。それ以上、今までに、どういう人が、何歳まで勤務したかは調査する必要はない。

- (2) 本件で問題となっているのは、前記①の旧来の定年年齢の確認方法である。その確認は、企業の担当者から聞き取りをするしかないが、企業の担当者から「それ以上古い就業規則はありません」「これ以外に就業規則はありません」と説明を受ければ、行政書士（社労士）としては、それ以上の調査の必要がない。自ら当該企業に行って、事務所を探し回ることも出来ない。ないと言われれば、それまでである。

その後、結果的に、それよりも古い就業規則が出てきても、そのことにつき行政書士（社労士）に責任はない。まして、その古い就業規則と、当初もったも古いとされて申請に使用された就業規則と、定年年齢が同じであれば、なんらの問題もない。単に、当初の就業規則の存在を失念してただけのことである。

参考(資料③-6と③-7に記載され
ている 甲ホ20号証、乙ホ5号証)

社労業務取扱証明書



日行連 社労部登録 第 44-0004 号

大分県行政書士会 会員

西馬良宣

上記の者は、昭和55年9月1日現在の入会者であり
日行連社労部に登録された、社労業務取扱会員であ
ることを証明する。

日本行政書士会連合会



注意事項

1. 本証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
2. 本証は、労働社会保険関係出先機関の担当者に、必ず
呈示すること。
3. 本証は、再発行致しませんので、大切に保管・管理し
て下さい。

(平成12年2月 発行)

資料③-9

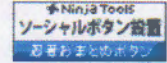
月別アーカイブ

2016年02月
2016年01月
2015年12月

タグ: 大分県行政書士会 伊藤仁 足立慶子

ツイート いいね! 0

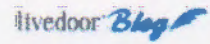
utunomiyasadami | コメント(0)



カテゴリー

アクセスカウンター

今日: 11
昨日: 10
累計: 490



リンク集

宇都宮定見行政書士事務所
宇都宮定見日記
桜チャンネル
人権侵害を受けた場合
大分仕事塾

2016年02月28日 06:30

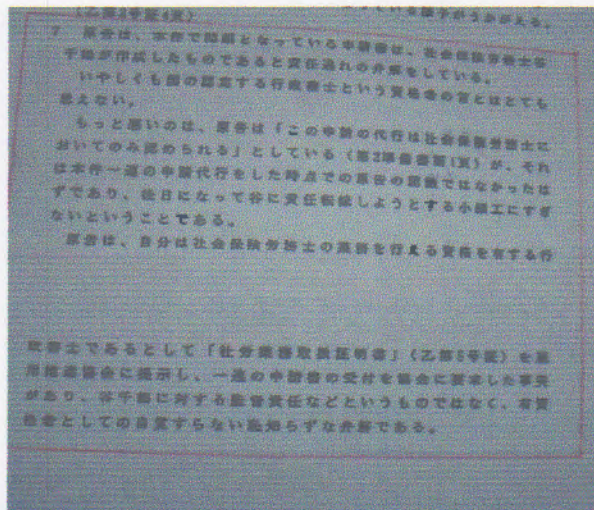
大分県社会保険労務士 助成金

反日活動家、西馬良宣に反する反論②

ギャラリー



<http://tani.oheya.jp/sin/kaiho-3-2.pdf#search='%E6%B4%BB%E5%8B%95%E5%AE%B6%EF%BC%8C%E8%A5%BF%E9%A6%AC%E8%89%AF%E5%AE%A3'>



拡大したのが
資料③-10

平成16年度 大分県行政書士会、定時総会資料、引用

お名前.com 本当にほしかったのはこういうブログだったんだ
スマートチラシ

7. 原告は、本件で問題となっている申請書は、社会保険労務士の
干渉が保成したものであると責任逃れの弁解をしている。
いやしくも国の認定する行政書士という資格者の當と採とでも
思えない。

もっと悪いのは、原告は「この申請の代行は社会保険労務士に
おいてのみ認められる」としている（第2項 備考書面1頁）が、それ
は本件一連の申請代行をした時点での原告の認識ではなかったに
すぎであり、後目になって谷に責任転嫁しようとする小根工にすぎ
ないということである。

原告は、自分は社会保険労務士の業務を行える資格を有する行

政書士であるとして「社労業務取扱証明書」（乙第5号証）を雇
用推進協会に提示し、一連の申請書の受付を協会に要求した事実
があり、谷千鶴に対する監督責任などというものではなく、有
資格者としての自覚すらない恥知らずな弁解である。